令和5年度 あきる野市図書館利用者アンケート結果

この調査は、市内の図書館利用者の状況把握を目的として実施しています。

【対 象 者】 中学生以上の図書館利用者
【実施期間】 令和 6 年 1 月 7 日から 1 月 27 日まで
【調査方法】 来館者調査（調査用紙を館内で 1500 部配布し、館内設置の回収箱又は返す本のポストに投函、もしくは、二次元コードを読み取り回答）
【回 収 数】 755 件（紙ベース 683 件・二次元コード 72 件）

	満　足	やや満足	やや不満	不　満	分からない	無回答
1 日の開館時間	491	136	34	12	5	77
開館日	472	147	38	17	3	78
貸出の制度（冊数・期間）	530	109	13	4	9	90
予約・リクエストサービス	406	134	27	5	82	101
本の探しやすさ	259	267	72	10	49	98
館内の検索機（OPAC）	193	180	50	18	204	110
本や調べ物の相談	183	131	10	6	308	117
インターネット端末利用サービス	128	94	23	10	381	119
コピーサービス	107	72	29	15	414	118
図書館ホームページの見やすさ	153	179	60	27	221	115
職員の対応	487	145	22	6	19	76

Q. 年齢を教えてください
☞傾向：50 代以下の割合が前回（R2 年度）よりも増加 ･･･ 38.2% ⇒ 42.0%

	回答区分	回答人数	割　合（%）
1	中学生	5	0.7
2	10 代（中学生を除く）	13	1.7
3	20 代	13	1.7
4	30 代	44	5.8
5	40 代	102	13.5
6	50 代	140	18.5
7	60 代	145	19.2
8	70 代	215	28.5
9	80 代以上	75	9.9
10	無回答	3	0.4

Q. 図書館をどの程度利用しますか

	回答区分	回答人数	割　合（%）
1	ほぼ毎日	10	1.3
2	週に 1 ～ 2 回	206	27.3
3	2 ～ 3 週間に 1 回	331	43.8
4	月 1 回程度	135	17.9
5	時々（年数回程度）	66	8.7
6	初めて利用する	2	0.3
7	無回答	5	0.7

図書館サービスの満足度について

■ 図書館ホームページの満足度がやや低くなっています。
■ 開館時間、開館日について・・・共に 80%以上の方が「満足・やや満足」と回答。休館日については、中央図書館が金曜日、地区館が月曜日・祝日とし、中央館と地区館の休館日を違える（金曜日が祝日となった場合、年末年始などを除く）ことで、市内のいずれかの館が開館している体制を取っています。
■ 貸出の制度について・・・85%の方が「満足・やや満足」と回答し、一定の評価をいただけたと考えます。貸出条件の「貸出冊数制限なし・貸出期間 3 週間」は、都内でも珍しい制度となっています。一方、「3 週間では長すぎるので、新刊書は貸出期間を 2 週間にし、回転を良くしてほしい」とのご意見もいただいています。

自由意見の中の要望も踏まえ、Wi-Fi 環境については、より使いやすい環境を目指し、引き続き検討をしていきます。

就学援助費の申請を受け付けています

小・中学校に通う児童・生徒の保護者を対象に、一定の条件を満たす場合は、就学援助費として学用品費、給食費、修学旅行費など、就学に関する費用の一部を援助しています。

○支給対象者（次の①②の両方に該当する方）
①令和6年度にあきる野市に住所がある、又はあきる野市立小・中学校に在学する児童・生徒の保護者
②令和6年度に就学援助を申請し、審査の結果認定となる児童・生徒の保護者
※対象になるか迷われる場合は、申請することをお勧めします。

○支給項目
学用品費等、給食費、修学旅行費、校外活動費の一部、新入学児童生徒学用品費、医療費
※学年によって支給項目及び支給額が異なります。詳しくは、お問い合わせください。

○支給時期
・1学期分
令和6年9月30日（月）
・2学期分
令和7年1月31日（金）
・3学期分
令和7年3月31日（月）

○申請方法
申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて窓口又は郵送で提出してください。
※毎年度申請が必要です。
※申請月からの認定となります。援助を希望する方は、早めに手続きをお願いします。
※学校及び五日市出張所には提出できませんのでご注意ください。

○必要書類
①申請者の本人確認書類の写し
・いずれか1点（マイナンバーカード、運転免許証など、顔写真のあるもの）
・いずれか2点（健康保険証など、氏名の記載があるもの）
②申請理由に応じた添付書類
※申請する理由によって、必要な書類が異なります。詳しくは、あきる野市ホームページをご確認ください。

○申請書・お知らせについて
令和6年3月又は4月に学校を通じて児童・生徒へ配付しています。また、教育委員会窓口でもお渡ししています。

育英資金制度

高等学校、高等専門学校、専修学校や大学に在学し、成績優秀であるが経済的理由により修学が困難な方に、修学上必要な資金の貸付けをします。

○貸付対象者（次の①から③の全てに該当する方）
①市内に引き続き1年以上住所がある方の子弟であること
②育英資金か、同種の学資金を他から借り受けていないこと
③次の全ての条件に該当する連帯保証人を2人たてられること
・市内に引き続き1年以上住所があること
・一定の職業を持っているか、独立の生計を営んでいること
・この育英資金について、他の方の保証人になっていないこと

○貸付金額（月額）
①高等学校、高等専門学校、専修学校高等課程
1万5千円以内
②大学、専修学校専門課程
3万5千円以内

○償還期間など
貸付期間が終了した月の翌月から10年以内に年賦又は月賦等で償還（無利子）

○提出・問合せ
教育総務課学務係
（内線291-3）